

令和8年9月

宿泊税制度導入にかかる事業者向け説明会 (令和9年4月1日施行)

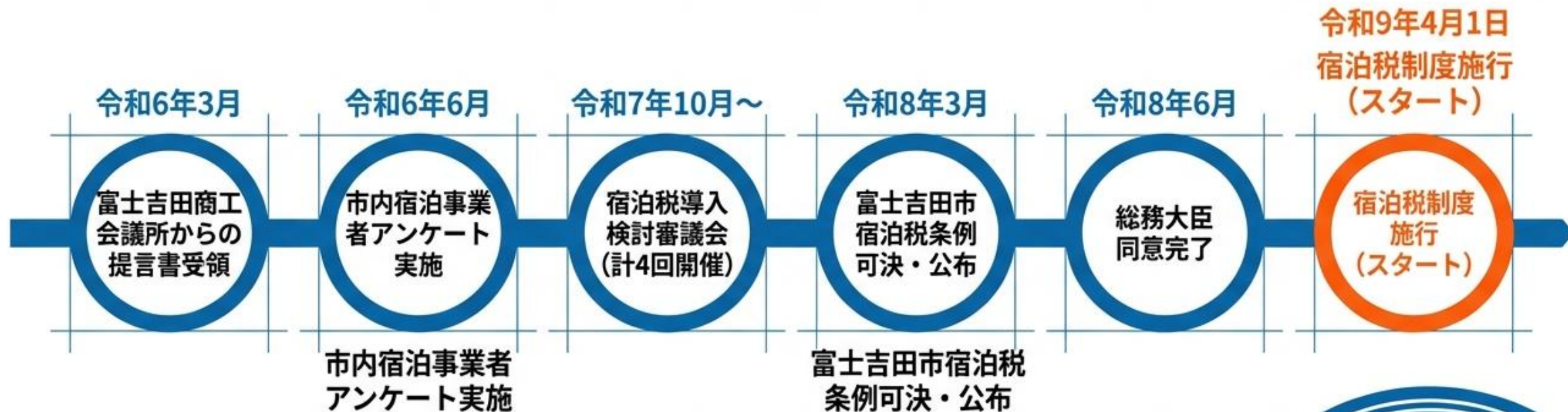
富士吉田市税務課・富士山課

目次

- 1 これまでの経緯
- 2 宿泊税の目的・使途
- 3 宿泊税の仕組みと徴収事務の内容
- 4 宿泊事業者への支援
- 5 今後のスケジュール
- 6 その他

1 これまでの経緯

1.これまでの経緯



地域経済と観光産業の持続的な発展を目指し、事業者との協議を重ねて制度化されました。

2 宿泊税の目的・使途

2 宿泊税導入の目的

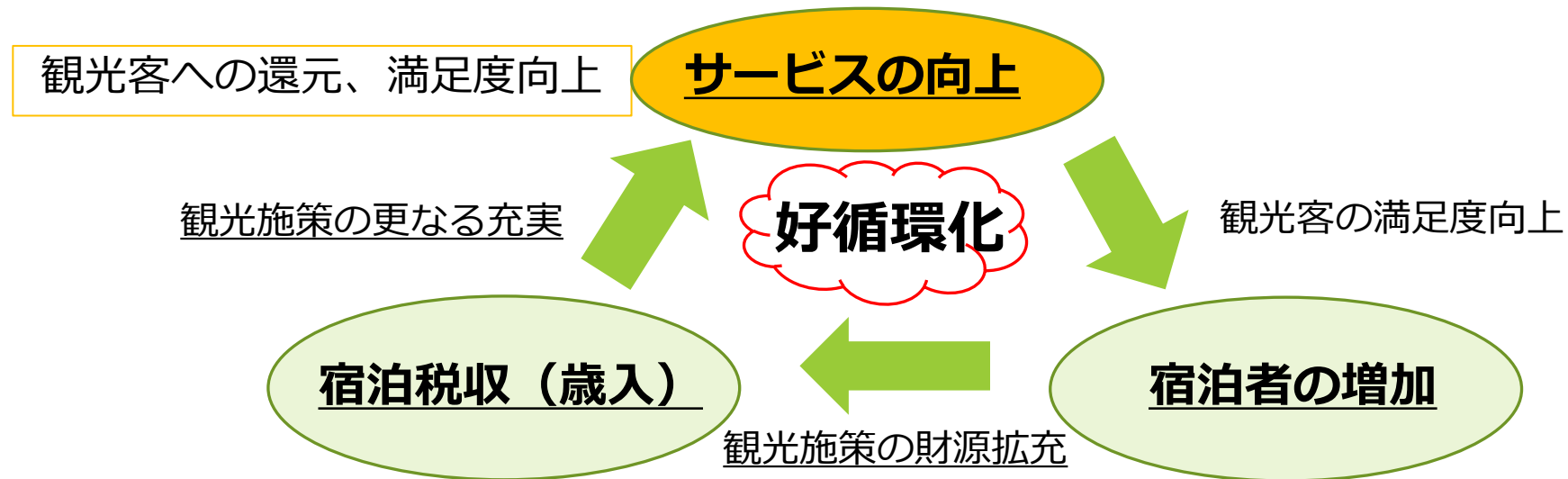
本市では、社会保障関連経費をはじめとする行政需要の増加など、今後も安定した行政サービスを維持していくための財源確保が課題となっています。

一方で、本市の観光は、地域経済を支える重要な産業の一つであり、観光振興や観光客の受入環境の整備には、継続的な財源が必要となります。

こうした中、観光によって行政や地域が受ける効果をさらに高め、そのために必要となる財源を、観光による受益に応じて確保する仕組みとして宿泊税を導入します。

宿泊税は、一般的な行政サービスの財源ではなく、宿泊者の満足度や滞在価値の向上、宿泊・滞在型観光の促進など、本市の観光の魅力と質を高めるための財源として活用することを基本とします。

本市を訪れる観光客には日帰り客も多いことから、今後は、単に観光客数を増やすことだけを目指すのではなく、「泊まって楽しむ」「滞在して地域の魅力を深く体験する」観光への転換を進め、宿泊者にとってより満足度の高い観光地をつくることを目指します。



2 宿泊税導入の用途について

富士山がもつ歴史や文化、地場産業といった地域の魅力を活かし、観光資源の価値を高めるとともに積極的な情報発信を行ってまいります。あわせて、お越しになる旅行者の皆様を心地よくお迎えし、快適に滞在していただける受入環境を整備することで、滞在時間の延長や地域での消費拡大を目指します。地域社会の発展と地域のブランド価値向上につながる、持続可能な観光振興の取り組みを進めるための財源として活用してまいります。

施策項目	施策内容の案	今までの主な事業
観光資源の魅力向上	・地域の特色を活かした体験プログラムの開発 ・産業や文化、自然や食、まちなみを活かしたイベント開催（中心市街地活性化事業） ・まちの景観向上および美観整備	・体験コンテンツ造成 ・ハタオリマチフェスティバル ・忠霊塔展望デッキ設置等
富士山の文化や歴史の磨き上げ	・令和版富士講の魅力と歴史を伝える専属ガイドの養成および個人旅行者向けツアーの開催 ・富士講や御師文化などを保存・発信し、学びと体験の場の整備	・富士山安全対策・環境保全事業 ・麓から登山の推進 ・麓の歴史・文化を感じるコンテンツの造成等
旅行者の受入環境の充実	・多言語対応や案内スタッフの育成支援、体制強化 ・観光案内所や観光関連施設等の維持・整備	・観光案内所や観光関連施設の維持・整備 ・宮川橋南駐車場の整備 ・キャッシュレス事業 ・市内誘導看板設置等
滞在時間を延ばす施策	・ナイトタイムエコノミーの強化 ・魅力的なアクティビティの提供 ・周辺エリアを繋ぐ観光ルートの造成	・観光イベント開催事業 ・西裏活性化事業等
国内外への情報の発信	・プロモーションの強化（Web、SNS、ゲーグル活用、インフルエンサー招聘等）	・観光パンフレット・広告・SNS・インフルエンサーの招聘等

3 宿泊税の仕組みと徴収事務の内容

3 宿泊税の仕組みと徴収事務の内容

○ 宿泊税の徴収方法 = 特別徴収制度

手引き
1ページ

宿泊事業者（特別徴収義務者）が、宿泊客（納税義務者）から、
宿泊税を宿泊料金とともに徴収し、市に申告と納入を行う制度

宿泊事業者＝旅館業法の許可を受けた方及び住宅宿泊事業法の届出をした方



3 宿泊税の仕組みと徴収事務の内容

特別徴収義務者登録について

手引き
11ページ

○ 事前質問 特別徴収義務者としての登録手続きの時期と方法は？
また、施設ごとの登録が必要か？

○ 回 答 令和8年9月14日～令和9年3月31日までに、
原則施設ごとに登録が必要

※令和9年4月1日以降新たに経営を開始する場合は、経営開始前日までに申請が必要。

提出書類

- ①宿泊税特別徴収義務者経営申告書(様式第2号) ※記載例は手引きP27
- ②旅館業営業許可証又は住宅宿泊事業に係る届出番号が確認できる書面のコピー
- ③宿泊に係る契約書面のコピー（宿泊約款等）
- ④経営者が個人の場合は、本人であることが確認できる書類のコピー

3 宿泊税の仕組みと徴収事務の内容

○ 課税対象となる宿泊の判断基準

Q1 契約上「宿泊」の扱いか？

はい

課税対象

いいえ

Q2 利用が「日をまたぐ6時間以上か？

はい

課税対象

いいえ

課税対象外

宿泊料金に 【含まれるもの】	宿泊料金に 【含まれないもの】
清掃代	食事代
寝具使用料	消費税・入湯税
入浴代	立替金 (クリーニング等)
サービス料	会議室利用料

※宿泊料金がかからない宿泊の場合、
宿泊税は課税されません。

課税対象

= 宿泊税

税率 = 一人1泊 × 200円

手引き
4ページ

3 宿泊税の仕組みと徴収事務の内容

○ 宿泊の判断例

手引き
4ページ

- ウィークリーマンション
→ 賃貸借契約のため、課税対象外
- 実際の宿泊を伴わない利用（いわゆるホールドルーム・キープルーム）
→ 宿泊しない日は課税対象外、宿泊したら課税対象
- 宿泊のキャンセル
→ 違約金として徴収する場合は課税対象外、宿泊料なら課税対象
- 料金の割引・優待（補助金・助成金）による宿泊
→ 経営者自らが全額引きし、無料に場合は課税対象外、
第3者による割引で、実質宿泊料がかかる場合は課税対象

3 宿泊税の仕組みと徴収事務の内容

○ 宿泊の判断例（続き）

○ 連泊により1泊無料になる場合
→**無料になる宿泊分は課税対象外**

○ ツアーなどで添乗員が無料の場合
→**添乗員の宿泊料が実質無料のため、課税対象外**

手引き
4ページ

○ 課税対象となるかどうかのポイント

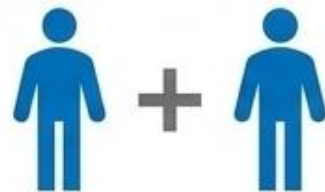
1, 宿泊行為であって、宿泊料金がかかる場合 = 課税

2, 契約上宿泊以外または実質宿泊料金がかからない場合 = 課税対象外

3 宿泊税の仕組みと徴収事務の内容

基本ルール：宿泊者1人1泊につき一律200円

ケース1：1室20,000円を「大人2人」で利用



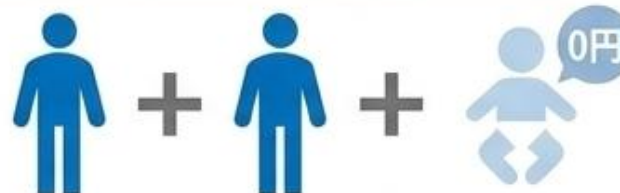
2名課税
(400円)

ケース2：「大人3人」で利用
(エキストラベッド追加で+7,000円)
料金総額27,000円 / 3名 = 1名9,000円料金発生



3名課税
(600円)

ケース3：「大人2名」 + 「乳児1名」
(添い寝無料)
乳児は宿泊料0円のため除外



2名課税
(400円)

ケース4：「大人2名」 + 「乳児1名」
(ベビーベッド代2,000円発生)
帰属料金が明確なため個別判定



3名課税
(600円)

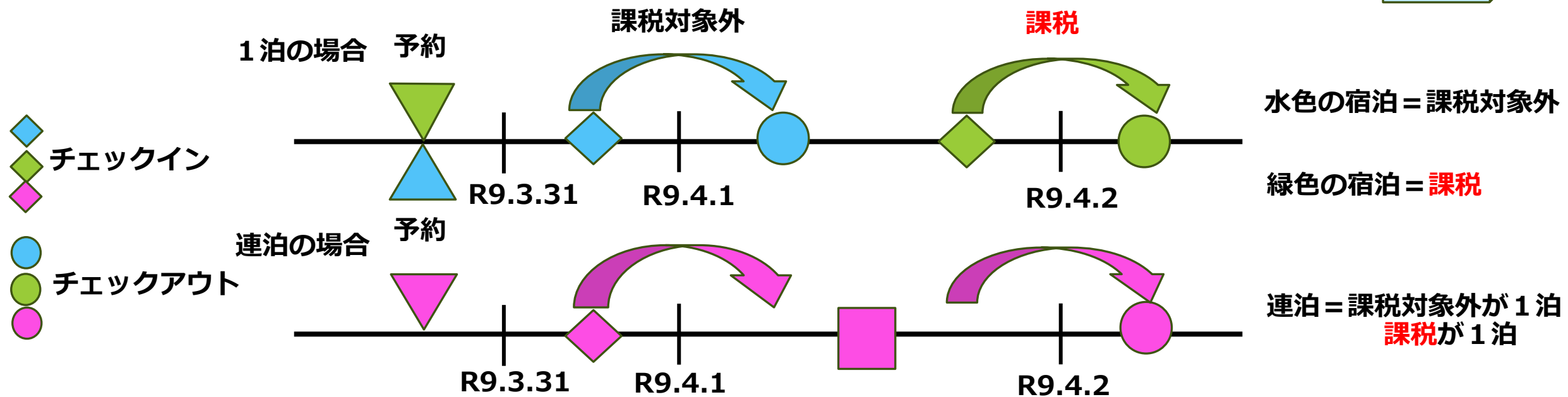
3 宿泊税の仕組みと徴収事務の内容

○ 事前質問 宿泊税における宿泊日の定義は？

○ 回 答 チェックインした日から宿泊日とします。連泊の場合は宿泊する日を宿泊日とします。

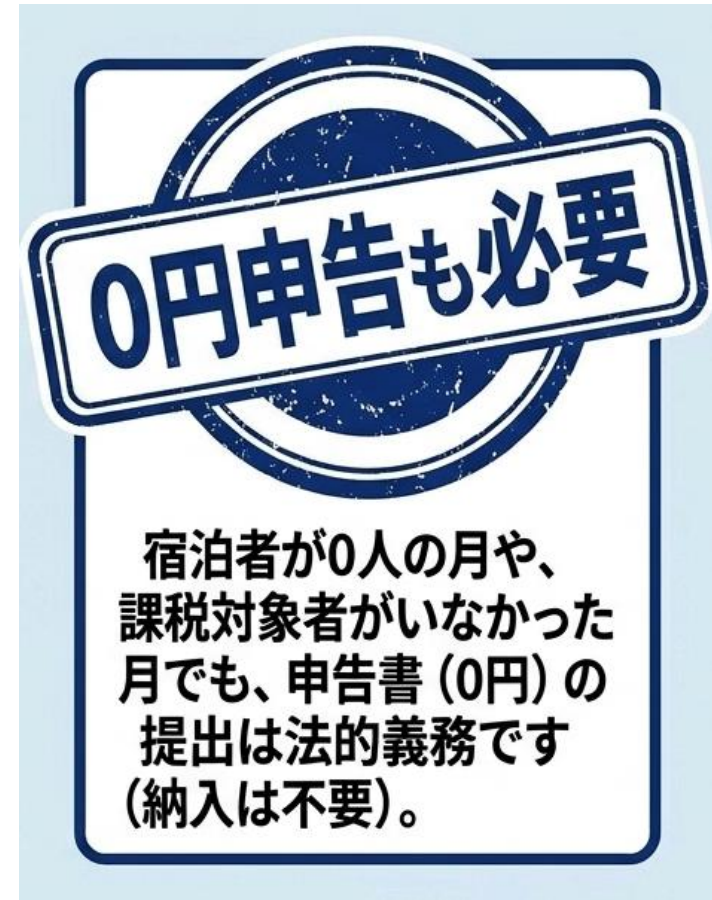
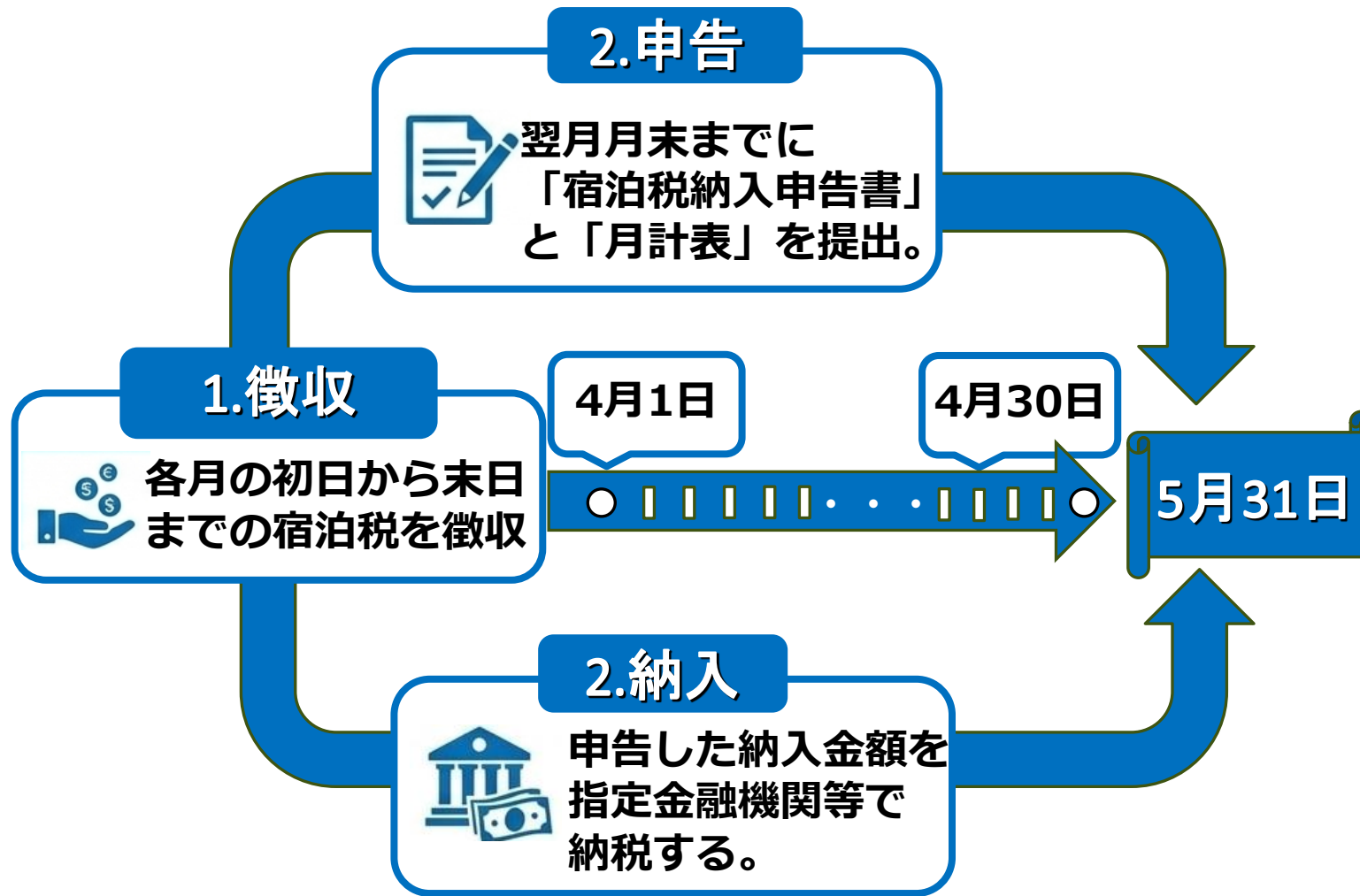
手引き
4ページ

FAQ
6ページ



3 宿泊税の仕組みと徴収事務の内容

手引き
14ページ



3 宿泊税の仕組みと徴収事務の内容

○ **事前質問** 宿泊税の納入を、せめて2ヶ月に一度にしてほしい。

○ **回 答**

宿泊事業者の負担を軽減するため、一定の条件を満たすことで、**3か月分を
まとめて申告ができるようになる申告納入期限の特例**の制度を設けました。

3 宿泊税の仕組みと徴収事務の内容

○ 特例の条件

手引き
14ページ

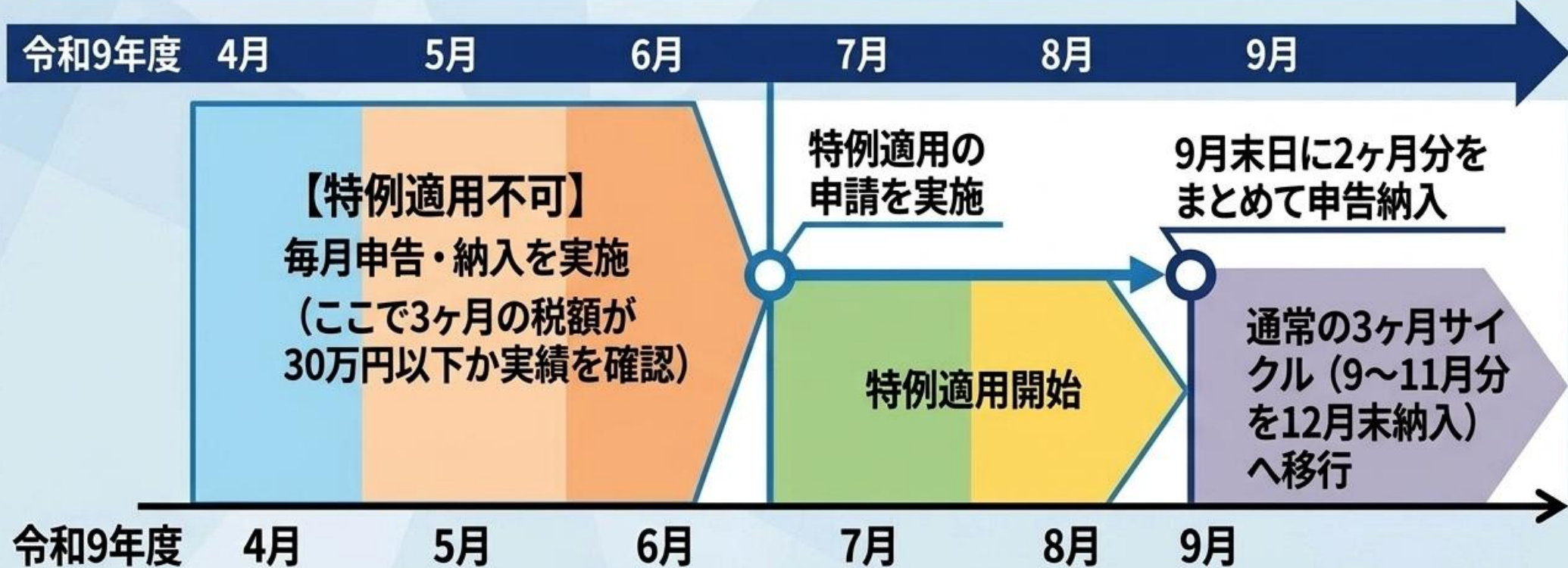
- ①令和9年4月1日～令和9年6月30日の宿泊税が30万円以下であること。
⇒ **（したがって、令和9年4月～6月宿泊分は特例の適用はできません。）**
- ②令和9年4月1日～令和9年6月30日まで申告が適正に行われていること。
- ③令和8年5月1日以降、市税を滞納していないこと。
- ④宿泊施設の経営を開始して1年が経過していること。
- ⑤令和9年3月31日までに宿泊税特別徴収義務者経営申告書を提出していること。

3 宿泊税の仕組みと徴収事務の内容

○ 申告納入期限の特例

手引き
14ページ

原則ルール：毎月申告が必要。
ただし条件（納付額等）を満たせば「年4回（3ヶ月ごと）」の特例申請が可能。



3 宿泊税の仕組みと徴収事務の内容

○ 宿泊税の申告に必要な書類

① 宿泊税納入申告書

様式第8号(第6条関係)

宿泊税納入申告書				
富士吉田市長 様				
年 月 日				
特別徴収義務者 住 所 (所 在 地) 氏 名 (名 称) 個人番号(法人番号) 電 話 番 号				
富士吉田市宿泊税条例 10 条第 1 項の規定により、宿泊税の納入について、次のとおり申告します。				
宿泊施設	所在地			
	名 称			
	施設番号			

年 月 分	区 分	宿泊数(泊)	税 率	税額(円)
	課税対象		200 円	
	課税対象外			

※以下は、納期特例の場合のみ使用

年 月 分	区 分	宿泊数(泊)	税 率	税額(円)
	課税対象		200 円	
	課税対象外			

※以下は、納期特例の場合のみ使用

年 月 分	区 分	宿泊数(泊)	税 率	税額(円)
	課税対象		200 円	
	課税対象外			

指定納期限	年 月 日
納入すべき金額 合計(円)	

注 課税対象及び課税免除の宿泊数が宿泊年月日ごとに記載された書類(宿泊税月計表)を添付してください。

② 宿泊税月計表

宿泊税月計表					
宿泊施設名		令和 年 月分			
日付	宿泊数（泊）				
	総宿泊数	課税免除宿泊数の内訳		課税対象外宿泊数	課税対象宿泊数
		修学旅行等	その他		
1				0	0
2				0	0
3				0	0
4				0	0
5				0	0
6				0	0
7				0	0
8				0	0
9				0	0
10				0	0
11				0	0
12				0	0
13				0	0
14				0	0
15				0	0
16				0	0
17				0	0
18				0	0
19				0	0
20				0	0
21				0	0
22				0	0
23				0	0
24				0	0
25				0	0
26				0	0
27				0	0
28				0	0
29				0	0
30				0	0
31				0	0
計	0	0	0	0	0

総宿泊者数合計	(ア)	0人
課税対象外宿泊者数	(イ)	0人
月別課税対象宿泊者数合計	(ウ)	0人
宿泊税額（ア×200円）	(エ)	0円

③ 学校行事であることの証明書 (コピー)

学校行事であることの証明書	
宿 泊 日	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 () 泊
種 類	☐ 修学旅行 ☐ 学習合宿 ☐ 林間学校 ☐ 社会科見学 ☐ 部活動 ☐ その他の行事名 ()
宿泊施設名称	
課税免除となる宿泊人数 (引率者含む)	
備 考	

上記については、富士吉田市宿泊税条例第4条に規定する、学校等が教育上の見地から行う修学旅行その他の行事に該当するものであることを証明します。

令和 年 月 日

住 所 _____

学 校 名 _____
(園 名) _____

学 校 長 名 _____
(園長名) _____ 印

- 【記載に当たっての注意事項】
- 課税免除となる宿泊人数には、学校等が教育上の見地から行う修学旅行その他の行事に参加している方及び引率の方を含みます。
 - 引率の方とは、学校教育法上の観点から生徒等の引率を行う学校等の関係者や、部活動に当たり、指導やサポートを行う監督、コーチ等をいい、旅行業者の派乗員やカメラマン等は該当しません。
 - 学校長名(園長名)欄に押印の上、ご提出ください。

手引き
16ページ
29ページ

3 宿泊税の仕組みと徴収事務の内容

○ 宿泊税納入書

市町村コード 192023 山梨県富士吉田市		宿泊税納入済通知書 ㊤	
加入者名 富士吉田市会計管理者		口座記号番号 00490-2-960019	
特別徴収義務者	住所 (所在地)	富士吉田市下吉田6丁目1番1号	
	氏名 (名称)	富士山眺望の宿 ホテル富士吉田市	
会計一般会計			
1	款	市税	
7	項	宿泊税	
1	目	宿泊税	
1	節	現年課税分	
1	細節	宿泊税現年課税分	
令和 〇年度		令和 〇年 〇月分	
納付額		335.800	
合計		335.800	
納期限		令和〇〇年〇〇月〇〇日	
取りまとめ銀行名	山梨中央銀行 吉田支店	領収日付印	
取りまとめ店	〒229-0794 ゆうちょ銀行横浜貯金 東京ふじのり		
上記のとおり通知します。 富士吉田市会計管理者様 (富士吉田市保管)			

市町村コード 192023 山梨県富士吉田市		宿泊税納付書(原符) ㊤	
加入者名 富士吉田市会計管理者		口座記号番号 00490-2-960019	
特別徴収義務者	住所 (所在地)	富士吉田市下吉田6丁目1番1号	
	氏名 (名称)	富士山眺望の宿 ホテル富士吉田市	
会計一般会計			
1	款	市税	
7	項	宿泊税	
1	目	宿泊税	
1	節	現年課税分	
1	細節	宿泊税現年課税分	
令和 〇年度		令和 〇年 〇月分	
納付額		335.800	
合計		335.800	
納期限		令和〇〇年〇〇月〇〇日	
日計	円	領収日付印	
	円		
上記のとおり納付します。 富士吉田市長 (金融機関保管)			

市町村コード 192023 山梨県富士吉田市		宿泊税領収証書 ㊤	
加入者名 富士吉田市会計管理者		口座記号番号 00490-2-960019	
特別徴収義務者	住所 (所在地)	富士吉田市下吉田6丁目1番1号	
	氏名 (名称)	富士山眺望の宿 ホテル富士吉田市	
会計一般会計			
1	款	市税	
7	項	宿泊税	
1	目	宿泊税	
1	節	現年課税分	
1	細節	宿泊税現年課税分	
令和 〇年度		令和 〇年 〇月分	
納付額		335.800	
合計		335.800	
納期限		令和〇〇年〇〇月〇〇日	
上記のとおり領収しました。		領収日付印	
(納入者保管)			

指定金融機関

山梨中央銀行
山梨信用金庫
都留信用組合
山梨県民信用組合
ルィ農業協同組合
中央労働金庫
(上記各本店・支店)

ゆうちょ銀行・郵便局
・山梨県・埼玉県・千葉県
・茨城県・栃木県・東京都
・神奈川県 に限る

eLTAXでの納付を準備中

手引き
14ページ

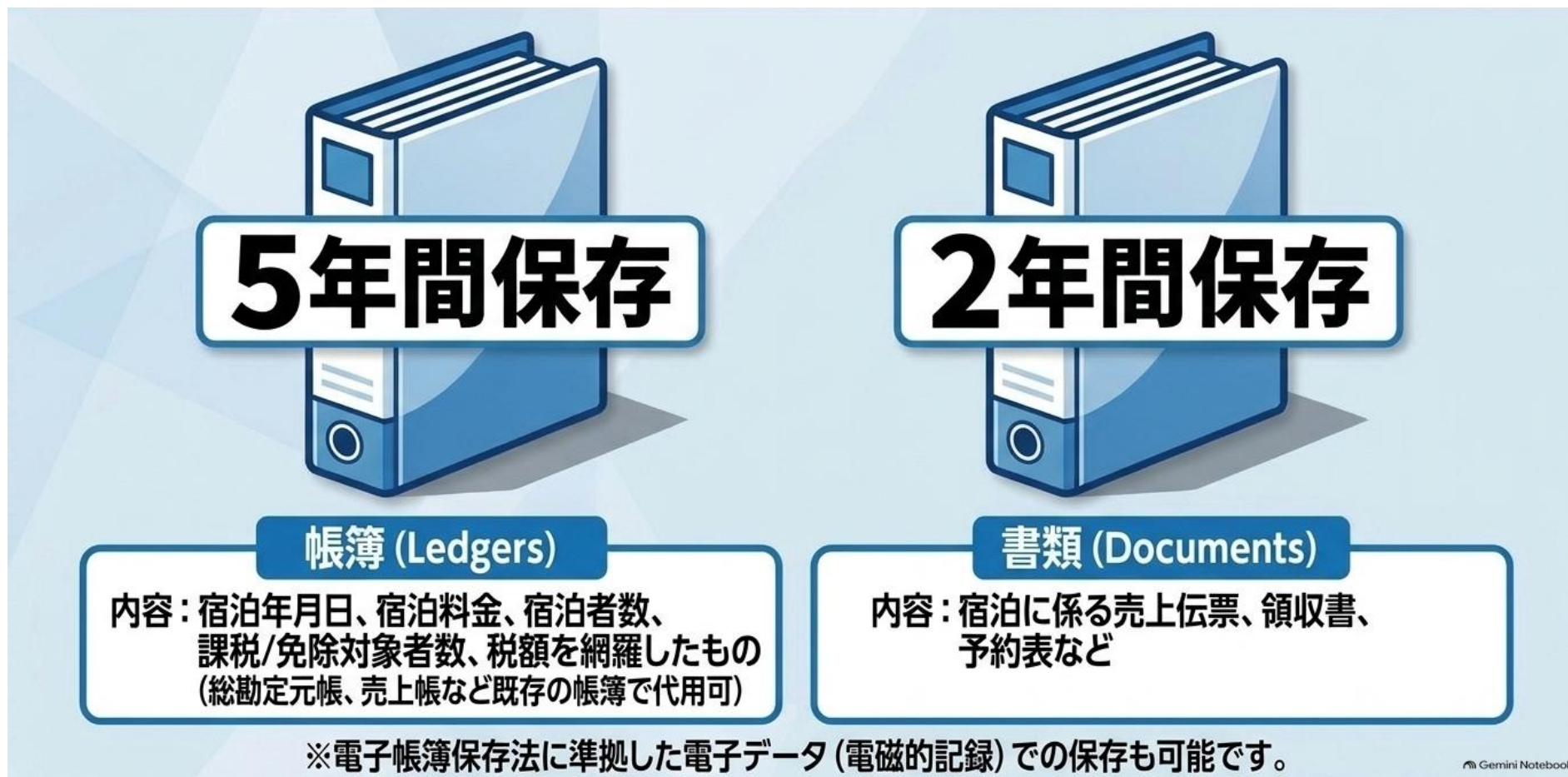
3 宿泊税の仕組みと徴収事務の内容

日程	内容	関連様式
令和8年9月14日 ～ 令和9年3月31日	特別徴収義務者の登録(施設ごとに)	様式第2号 宿泊税特別徴収義務者経営申告書
令和9年4月1日から	宿泊税の徴収	学校行事等であることの証明書
令和9年5月31日までに 6月30日までに 7月31日までに	宿泊税(4月分)の申告 宿泊税(5月分)の申告 宿泊税(6月分)の申告	様式第8号 宿泊税納入申告書 宿泊税月計表 学校行事等であることの証明書
令和9年5月31日までに 6月30日までに 7月31日までに	宿泊税(4月分)の納入 宿泊税(5月分)の納入 宿泊税(6月分)の納入	様式第9号 宿泊税納付書
令和9年7月1日以降	宿泊税納入特例の申請(希望者のみ)	様式第10号 宿泊税納入期限等特例承認申請書

3 宿泊税の仕組みと徴収事務の内容

○ 事前質問

宿泊施設側で保存する必要がある帳簿・データの項目と保存期間をご教示ください。



3 宿泊税の仕組みと徴収事務の内容

手引き
19ページ

帳簿及び書類の電磁的記録を行うための要件

要件	帳簿	書類
1 システム関係書類等(システム概要書・システム仕様書・操作説明書等を備え付けること	○	○
2 保存場所に電子計算、プログラム、ディスプレイ、プリンタ及びこれらの操作マニュアルを備付け、記録事項を画面・書面に整然とした形式及び明瞭な状態で速やかに出力できるようにしておくこと	○	○
3 徴税吏員による質問検査権に基づく電子データのダウンロードの求めに応じることができるようにしておくこと	○※1	○※2

※1 上記1及び2の要件に加え、下記4～8の要件のすべてを満たしているときは、上記3の要件は不要

- 4 記録事項の訂正・削除を行った場合には、これらの事実及び内容を確認できる電子計算機処理システムを使用すること
- 5 通常の業務処理期間を経過した後に入力を行った場合には、その事実を確認できる電子計算機処理システムを使用すること
- 6 取引年月日、取引金額、取引先により検索できること
- 7 日付又は金額の範囲指定により検索できること
- 8 2以上の任意の記録項目を組み合わせた条件により検索できること

※2 取引年月日その他の日付により検索ができる機能及びその範囲を指定して条件を設定することができる機能を確保している場合には、上記3の要件は不要

3 宿泊税の仕組みと徴収事務の内容

○ 申告の更正・決定

申告に誤りや修正があった場合、更正処分または決定処分により、税額を変更します。

更正 申告いただいた宿泊税額に誤りがある場合に行う処分

決定 申告納入すべき宿泊税額があるにもかかわらず、申告がない場合に行う処分

調査や更正の申し出等により処分を行います。税額が変更になることから、処分が行われた際には、通知書等を送付しますので、必ずご確認ください。

手引き
20ページ

○ 不服申し立てについて

課税の決定や滞納処分などについて不服がある場合は、市長に対して審査請求ができます。

(1) 審査請求の対象となる処分

- 税額の更正又は決定
- 加算金の決定
- 更正請求の否認
- 特別徴収義務者の指定・解除
- 納入義務免除（還付）の決定
- 申告納入期限の特例適用者の不承認・取消 等

3 宿泊税の仕組みと徴収事務の内容

Q1 宿泊税の徴収方法について教えてください。

A 特段の定めはありません。徴収しやすい方法で徴収してください。

先行都市の例を掲載します。営業形態に合わせ、徴収しやすい方法としてください。

※宿泊料金に含めるか否かも任意です。

1. **現地払い**：精算時に宿泊料金と宿泊税を受領する。

2. **事前決済**：予約時に宿泊料金と宿泊税を受領する。

※OTAによって（特に国内サイト）は、管理画面から宿泊税額を設定できると聞いております。

3. 宿泊料は事前決済、宿泊税は現地払い：予約時には宿泊料金のみを受領し、現地で宿泊税を受領する。

Q2 ネット予約、無人化施設等での徴収方法を教えてください。

A 特段の定めはありません。徴収しやすい方法で徴収してください。

他都市の事例

ホームページ上に宿泊税について明記し、予約時に事前決済で徴収する。

3 宿泊税の仕組みと徴収事務の内容

○ 宿泊料と宿泊税を現地清算する場合

メリット

宿泊税にOTA手数料がかからない
ネット上の表示価格が高く見えない

デメリット

予約時と清算時の総額が変わる
フロントでの事務負担が増える

○ ネット（OTA等）上の販売価格に最初から宿泊税を含める

メリット

現地での金銭授受がない
徴収漏れがほぼなくなる

デメリット

宿泊税にも**OTA手数料※1**がかかる
課税免除における返金処理が複雑

○ 宿泊料は事前決裁し、宿泊税を現地決裁する場合

メリット

宿泊税にOTA手数料がかからない。
ネット上の表示価格が高く見えない

デメリット

事前決裁した宿泊者への説明が必要
フロントでの事務負担が増える

※1 OTA手数料に対して、市が手数料を負担することはありません。

3 宿泊税の仕組みと徴収事務の内容

Q3 予約画面等に何か表示すべき内容はありますか？

A 以下に参考例文を記載します。

【宿泊税に関する重要なお知らせ】
富士吉田市宿泊税条例の施行に伴い、令和9年4月1日のご宿泊より、1人1泊あたり200円の宿泊税を、宿泊料金とは別に現地に別途頂戴いたします。オンラインカード決済(事前決済)でお支払い済みのご予約であっても、宿泊税のみ現地でのお支払いが必要となりますので予めご了承ください。

宿泊者とトラブルになるケースとして、OTAで旅行代金は事前決済、宿泊税は現地精算としているケースにおいて、宿泊者がOTAで宿泊税を含めた旅行代金を支払ったと誤解しているケースが多いと聞いております。

このトラブルを避けるため、宿泊税は現地精算であることを事前決済時に伝えること、OTAで宿泊税を含めて料金設定し、事前決済をすることで回避できると聞いております。

宿泊税制度を周知できるよう、宿泊者向けのホームページと専用バナーを市で用意いたします。

専用バナー



リーフレット



ポスター



3 宿泊税の仕組みと徴収事務の内容

Q4 リーフレット等の広報物は、何か国語に対応していますか。

A 日本語を含め、4か国（5種類）の言語に対応しています。

広報物は「英語」「韓国語」「中国語＜簡体＞」「中国語＜繁体＞」の翻訳を掲載しております。その他の言語の場合は、ポスター、チラシ等のQRコードを読み取っていただき、市のホームページをご案内ください。スマートフォンの翻訳機能を用いることで、宿泊税について知っていただくことができます。

Q5 それでも宿泊税を払わない旅行者がいた場合はどうすればいいですか。

A 法令上、特別徴収義務者が富士吉田市に納入、拒否した宿泊者に求償いただくことになります。

それでもなお宿泊税をお支払いいただけなかった場合、法令では特別徴収義務者である宿泊事業者が富士吉田市に納入した上で、納税拒否した宿泊者に求償することになります。

特別徴収義務者が求償権に基づいて裁判所に訴えを提起される場合は、地方団体は必要な援助をしなければならないとされておりますので、本市にご相談いただきながら対応することとなります。

3 宿泊税の仕組みと徴収事務の内容

Q6 旅行業者は特別徴収義務者ではありません。

この場合、お客様から宿泊税相当分の金額を預かり、宿泊事業者に支払っても問題ないですか。

A 旅行業者の方が預かり、宿泊事業者にお支払いいただけます。

旅行業者の方が旅行商品の販売時に宿泊税相当分をお預かりいただき、宿泊事業者にお支払いいただくこともできます。宿泊税を旅行商品の販売時に預かり金としてお取り扱いいただくか、あるいは宿泊施設に宿泊する際に払っていただくかは、旅行業者、宿泊事業者の間で取り決めていただくことになります。

3 宿泊税の仕組みと徴収事務の内容

Q7 領収書の記載方法を教えてください。

A 税の表示名称は富士吉田市で統一表記とします。

日本語表記「宿泊税」

英語表記「Accommodation Tax」

例1：客室料金に宿泊税を含めない料金設定で、
合計内訳に宿泊税額を計上する。

日 付	項 目	金 額
〇〇月〇〇日	客室料金	10,000円
	消費税等	1,000円
	宿泊税	200円
	合 計	11,200円

例2：客室料金に宿泊税額を含めない料金設定で、
宿泊税額を別に計上する。

日 付	項 目	金 額
〇〇月〇〇日	客室料金	10,000円
	消費税等	1,000円
	合 計	11,000円
<u>上記のほか、宿泊税200円を領収しました。</u>		

例3：客室料金に宿泊税額を含める料金設定の場合

日 付	項 目	金 額
〇〇月〇〇日	客室料金	11,200円
	合 計	11,200円
<u>上記金額には、消費税等1,000円及び宿泊税額200円が含まれています。</u>		

4 宿泊事業者への支援

4 宿泊事業者への支援

宿泊税の円滑な徴収を図るために宿泊事業者が行う必要のある宿泊システム整備等を支援するため、補助金を交付します。

項目	目的・内容
宿泊税システム改修費 補助金 (議会上程済)	補助率10/10 補助金上限額 (1施設につき)50万円 対象事業 宿泊税導入に係るシステム等の整備 (ソフトウェア・ハードウェア等) ※特別徴収義務者の登録を行った経営者(施設)に限る。

※交付申請書等所定の書式・要綱等は、
経営者申告書を提出いただいた事業者宛に順次送付します。

4 宿泊事業者への支援

宿泊税徴収に係る事業者の事務負担の軽減を目的として、
【仮称】特別徴収事務交付金の交付を予定しています。



計算法

交付額：納期内に申告納入された宿泊税額の **3.5%**
最低保障：計算結果が1,000円未満の場合でも、納入額が1,000円以上であれば **1,000円** を保障
(※納入額自体が1,000円未満の場合はその額)。

- 交付サイクル：前年度分(3月～翌2月宿泊分)を算定し、毎年5月～7月頃に交付(要申請)。
- 注意事項：期限後申告や滞納がある場合は交付対象外となります。

4 宿泊事業者への支援

周知・広報について、以下の取り組みを実施予定です。

時期	内容
R8.9月	○チラシ・ポスター・リーフレット等の広報物の作成・事業者等へ配布 多言語対応：英語・韓国語・中国語（繁体・簡体） ○事業者専用HPの公開（手引きやQAを掲載し、事務手続きに関する詳細情報を集約）
10月以降	○宿泊者専用の宿泊税に関するHPの公開（すべての広告の着地点として、詳細情報を集約） ○ホームページ誘導用の専用バナーの作成・公開 ○富士急行電車内額面にて宿泊税ポスターの掲示（1年間） ○Instagram・Youtubeにおける動画広告の配信
R9.1月から	
3月以降	○東京都内大型サイネージに広告動画を掲載 ○富士急行線大月駅・月江寺駅・富士山駅などの改札付近に大型ポスター掲示

バナー



リーフレット



チラシ



5 今後のスケジュール

5 今後のスケジュール（再掲）

日程	内容	関連様式
令和8年9月14日 ～ 令和9年3月31日	特別徴収義務者の登録(施設ごとに)	様式第2号 宿泊税特別徴収義務者経営申告書
令和9年4月1日から	宿泊税の徴収	学校行事等であることの証明書
令和9年5月31日までに 6月30日までに 7月31日までに	宿泊税(4月分)の申告 宿泊税(5月分)の申告 宿泊税(6月分)の申告	様式第8号 宿泊税納入申告書 宿泊税月計表 学校行事等であることの証明書
令和9年5月31日までに 6月30日までに 7月31日までに	宿泊税(4月分)の納入 宿泊税(5月分)の納入 宿泊税(6月分)の納入	様式第9号 宿泊税納付書
令和9年7月1日以降	宿泊税納入特例の申請(希望者のみ)	様式第10号 宿泊税納入期限等特例承認申請書

6 その他
